

粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所					タイトル	質問	回答
			第2	6	(4)	ア	e.			
1	入札説明書	5	第2	6	(4)	ア	e.	現学校給食センターの解体・撤去業務	現学校給食センターの解体工事で、杭は引き抜かなければならないのでしょうか。	杭の撤去については、外構整備上、支障がなければ、不要とします。
2	入札説明書	10	第3	3	(1)	イ		入札参加者の構成等	第2-6-(4)事業の範囲に記載された事業者の業務範囲以外に、SPC運営管理を行う業務及び金融機関との調整を行う業務等をSPCから直接受託する法人がSPCに出資を行う場合は、当該法人は「構成員」という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	11	第3	3	(2)	オ	c.	入札参加者の参加要件	『地方公共団体等が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設』の証明書類は、地方自治体が発行した自主衛生管理評価書にて網羅されるとの理解でよろしいでしょうか。	HACCPの手法に基づく自主衛生管理認証(評価)制度による認証施設も含まれます。
4	入札説明書	20	第3	4	(3)	イ	(ク)	一時支払金	提案時の金額とは185,000千円のことでしょうか。補助単価の変更に伴い一時支払い金が確定する時期はいつでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、確定した補助単価に基づき申請を行うため、一時支払金が確定する時期は、未定です。
5	入札説明書	21	第3	4	(3)	イ	(ス)- b.	入札保証金及び契約保証金	b.(b)において「保険会社と工事履行保証契約を締結」する主体は誰であると考えればよろしいでしょうか。	事業者又は落札者が締結します。
6	入札説明書	21	第3	4	(3)	イ	(ス)- b.	契約保証金	事業契約約款の5項第19条と内容が相違しています。事業契約約款を正と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書及び事業契約書(案)の契約保証金に係る部分を修正します。
7	入札説明書	21	第3	4	(3)	イ	(ス)- b.	契約保証金	契約保証金の額が契約金額の100分の10となっていますが、事業契約書(案)第19条で求められる保証の額と不一致です。町が求める契約保証の金額については、事業契約書(案)第19条に示した金額と理解すればよろしいですか。	No. 6の回答をご参照ください。
8	入札説明書	21	第3	4	(3)	イ	(ス)- b.	入札保証金及び契約保証金	契約保証金は契約金額の100分の10以上とありますが、事業契約書(案)第19条記載の保証金額と異なります。どちらを正と考えたらよろしいでしょうか。	No. 6の回答をご参照ください。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所					タイトル	質問	回答
			第3	4	(3)	イ	(ス)‑ b.			
9	入札説明書	21	第3	4	(3)	イ	(ス)‑ b.	入札保証金及び契 約保証金	「国又は地方公共団体と種類及び規模同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績」を証明する書類は何でお示しすればよろしいでしょうか。業務委託(請負)契約書等と推測しますが、如何でしょうか。	No. 6の回答をご参照ください。なお、(ス) bの(c)は削除します。
10	入札説明書	21	第3	4	(3)	イ	(ス)‑ b.	契約保証金	(c)の「契約者」が意味する者は、代表企業、構成員及び協力企業のいずれかを指すとの理解でよろしいでしょうか。	No. 6、9の回答をご参照ください。
11	入札説明書	21	第3	4	(3)	イ	(ス)‑ b.	契約保証金	(c)の「当該契約を確実に履行するものと認められる」とは、どのような条件を充足すればよいでしょうか。具体的な条件をご提示ください。	No. 6、9の回答をご参照ください。
12	入札説明書	21	第3	4	(3)	イ	(ス)‑ b.	契約保証金	(c)の条件を認めてもらうためには、どのような書類をいつ、どのように提出すればよいでしょうか。	No. 6、9の回答をご参照ください。
13	入札説明書	21	第3	4	(3)	イ	(ス)‑ b.	契約保証金	(c)の「契約者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する」とは、受託中のものも含めて2回以上という理解でよろしいでしょうか。	No. 6、9の回答をご参照ください。
14	入札説明書	21	第3	4	(3)	イ	(ス)‑ b.	入札保証金及び契 約保証金	b.(c)契約者は、SPCと想定できますが、この事業に伴い設立されるため、過去2年間の実績はありませんが、代表企業または構成企業という認識でよろしいでしょうか。それとも建設請負企業でしょうか。	No. 6、9の回答をご参照ください。
15	入札説明書	21	第3	4	(4)	イ	(ス)‑ b.	入札保証金及び契 約保証金	b.(d)の「延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき」とありますが、確実な担保とは何を想定していますでしょうか。	No. 6の回答をご参照ください。なお、(ス) bの(d)は削除します。
16	入札説明書	25	第4	1				本施設の立地条件	「敷地面積」の()内に「建築面積に制限あり」という記載がありますが、具体的にどのような事由によるどのような制限があるのでしょうか。	現学校給食センターの稼働及び南側施設の配置を考慮し、設計・建築できる面積に制限があると考えています。

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答																
17	入札説明書別紙2 様式28-3 別紙②						電力料金	<p>「入札説明書 別紙2」と「様式28-3 別紙②」において電力料金に相違があります。九州電力の料金体系は様式28-3 別紙②と合致していると思われませんが、「※2 料金単価は、入札説明書別紙2に示す単価を使用してください。」と記載があります。どちらを正とすれば宜しいでしょうか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基本料金単価</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">力率(※)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">従量料金単価</td> <td>電力量料金単価</td> <td>13.69円</td> </tr> <tr> <td>燃料調整額単価</td> <td>1.02円</td> </tr> <tr> <td>再生可能エネルギー促進賦課金単価</td> <td>0.69円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※力率100%の場合、基本料金の割引は、基本料金単価×0.85で算出する。</p>	項目		料金	基本料金単価		1,250円	力率(※)		100%	従量料金単価	電力量料金単価	13.69円	燃料調整額単価	1.02円	再生可能エネルギー促進賦課金単価	0.69円	電力料金表を以下のとおり修正します。算出の際は、修正後の様式28-3 別紙②をご参照ください。なお、金額は、税抜きです。
項目		料金																							
基本料金単価		1,250円																							
力率(※)		100%																							
従量料金単価	電力量料金単価	13.69円																							
	燃料調整額単価	1.02円																							
	再生可能エネルギー促進賦課金単価	0.69円																							
18	様式集		第1	5	1)		必須項目提案書	<p>必須項目提案書は必須項目審査の対象であり、加点対象にはならないのでしょうか。また、必須項目提案書への記載事項は、加点項目審査時に加味されるのでしょうか。</p>	必須項目は加点対象にはなりません、特にアピールしたい内容や要求水準レベルを超える提案があれば、加点項目の該当様式にご記入ください。																
19	様式集		第1	5	3) (6)		提案書に関する提出書類	<p>提案書と同一内容のデータをCD-ROMにて提出する際に、ファイル形式は「Wordファイルについては、Wordファイル又はPDFファイルとすること」とあります。一方で、同頁「第2 入札関係書類記載要領 2書式等 (1)」に「各様式は～Microsoft Word又は～で作成すること。」とあります。提案書の提出データがPDF形式でよいのであれば、制作にWord以外のソフトの使用を認めてもらえないでしょうか。</p>	PDF形式で提出する場合には、テキスト認識が可能な(検索機能が利用できる)形式としてください。																
20	様式集		第3	II	2		施設整備に関する提案書	<p>「様式31-2施工計画」、「様式31-3内部動線」及び「様式31-4デザイン」は、「様式31-2内部動線」、「様式31-3デザイン」及び「様式31-4施工計画」ではないでしょうか。</p>	ご指摘のとおりです。以下のとおりとします。 様式31-2 内部動線 様式31-3 デザイン 様式31-4 施工計画																
21	様式集		第3	II	5		運営に関する提案書	<p>提出書類一覧では様式34-7はリスク管理についてとなっておりますが、様式集(様式34-7)では食育支援となっておりますが、どちらが正でしょうか。</p>	ご指摘のとおりです。以下のとおりとします。 様式34-7 食育支援																
22	様式集		第3	II	5		運営に関する提案書	<p>提出書類一覧の中の様式34-7にはリスク管理について記載するよう求められていますが、別の頁では様式34-7に食育支援について記載するよう求められています。様式34-7に記載する事項をご教示ください。</p>	No. 21の回答をご参照ください。																

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
23	様式集	様式 3					グループ構成員一覧	グループ構成員一覧には、各企業の代表者による捺印は必要になるのでしょうか。	捺印は不要です。
24	様式集	様式 5					委任状	委任状の「 []グループの構成員である私は、(印)を代表人・・・とありますが、()内には代表企業名を記載すると理解でよろしいでしょうか。またその場合の「 印 」は会社印との理解でよろしいでしょうか。	文中()内には代表企業名を記載してください。なお、()内の代表人の印は、不要とします。
25	様式集	様式 6					入札参加資格確認申請書 設計業務に当たる者	「設計業務に配置する者がHACCP対応施設に対して相当の知識を有していることを証する書類」とは、HCCCPに対応した学校給食センターの設計業務委託(請負)契約書の写しの提出で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	様式集	様式 6					入札参加資格確認申請書 工事監理業務に当たる者	「工事監理業務に配置する者がHACCP対応施設に対して相当の知識を有していることを証する書類」とは、HCCCPに対応した学校給食センターの工事監理業務委託(請負)契約書の写しの提出で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	様式集	様式 6					入札参加資格確認申請書 建設業務に当たる者	「建設業務に当たる者:建設業務に当たる者の資格者名簿登載通知の写し」を提出するよう指示がありますが、粕屋町役場から頂いた「登録確認通知書」の写しをもって、この名簿登載の証明とすることで宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
28	様式集	様式 6					入札参加資格確認申請書 建設業務に当たる者	「専任する監理技術者工事監理実績等(資格証の写し、業務契約書写し)を添付することになっていますが、入札説明書による入札参加者の資格要件から、不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。専任する監理技術者工事監理実績等の添付は、不要とします。
29	様式集	様式 6					入札参加資格確認申請書 運営業務に当たる者	「運営業務に配置する者がHACCP対応施設に対して相当の知識を有していることを証する書類」とは、HCCCPに対応した学校給食センターの運営業務委託(請負)契約書の写しの提出で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	様式集	様式 6					入札参加資格確認申請書 運営業務に当たる者	担当者届等の写しとありますが、「担当者届」とはどのような書類になりますでしょうか。	該当施設で運営業務に従事したことが証明できる書類とします。

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所					タイトル	質問	回答
31	様式集	様式 6						入札参加資格確認申請書 全企業共通	入札参加資格確認申請書グループ企業共通の添付書類について、「有価証券報告書の写し」とありますが株式公開を行っていないため有価証券報告書を作成していません。事業報告書を添付でもよろしいでしょうか。	有価証券報告書に代わるものとして、決算書類をご提出ください。
32	様式集	様式 6						入札参加資格確認申請書 全企業共通	全企業共通の提出書類として、「有価証券報告書の写し」とありますが、非上場企業もあることから決算報告書と理解してもよろしいでしょうか。	No. 31の回答をご参照ください。
33	様式集	様式 6						入札参加資格確認申請書 全企業共通	入札参加資格確認申請書グループ企業共通の添付書類について、「有価証券報告書の写し」とありますが株式公開を行っていないため有価証券報告書を作成していません。事業報告書を添付でもよろしいでしょうか。	No. 31の回答をご参照ください。
34	様式集	様式 6						入札参加資格確認申請書 全企業共通	入札参加資格確認申請書グループ企業共通の添付書類について、「有価証券報告書の写し」とありますが株式公開を行っていないため有価証券報告書を作成していません。事業報告書を添付でもよろしいでしょうか。	No. 31の回答をご参照ください。
35	様式集	様式 22						委任状	「※入札参加グループの構成員ごとに提出してください。」とありますが、代表企業が入札時に代理人を定める場合に必要な委任状と理解し、構成員は提出の必要が無いものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「※」以下の文章は、削除します。
36	様式集	様式 24-1						1. 事業系交うに関する提案 (1)町の支払総額	サービス対価に町民税は含まないでよろしいでしょうか。	サービス対価に法人町民税を含むものとします。なお、SPCに対する支払総額は、サービス対価A、サービス対価B、サービス対価Cの合計に修正します。
37	様式集	様式 24-6						長期資金調達計画 及び収支等計画 1.損益計算書	法人税等の項目には ①法人税額の合計を計上(市民税も含む) ②(うち法人市民税＝市税)市民税のみ抜粋して計上以上のように2段に分けて計上するという理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。なお、上段は、法人町民税を含む法人税額を記載し、下段に法人町民税額を記載してください。
38	様式集	様式 24-6						長期資金調達計画 及び収支等計画 <粕屋町ライフサイクルコスト>	市税収(法人市民税)とは、町民税と合わせて市民税も計上するというのでしょうか。	法人町民税の額とします。

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
39	様式集	様式 24-7					長期資金・収支計画 DSCR	DSCRの計算はエクイティ性の高い劣後ローンの返済額を除いた計算でよろしいでしょうか。	DSCRの算出にあたっては、劣後ローンは含むものとします。
40	様式集	様式 25-1					※全体配置には、下記の内容を記載のこと	雨水処理施設とありますが、今回の計画で雨水の再利用はないので、排水処理施設と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	様式集	様式 25-7					初期調達費見積書	「積算根拠」欄にはどういった内容を記載するのでしょうか、具体例をお示しください。	費用の内訳等について、可能な限り記載してください。
42	様式集	様式 26-2					開業準備費見積書	「積算根拠」欄にはどういった内容を記載するのでしょうか、具体例をお示しください。	費用の内訳等について、可能な限り記載してください。
43	様式集	様式 34-7					5. 運営に関する提案 (7)食育支援	様式34-7には、「(7)食育支援」と記載されていますが、「第3 提出書類一覧」には「リスク管理について」とあります。「(7)食育支援」が正との理解でよろしいでしょうか。	No. 21の回答をご参照ください。
44	要求水準書						新旧対照表	平成26年5月19日に公表された要求水準書(案)修正版と平成26年6月13日に公表された要求水準書について、新旧対照表は公表されないのでしょうか。	公表の予定は、ありません。
45	要求水準書	6	第1	3	(6)	ア	送水管	「敷地内に隣接の深井戸より採取した水を通した送水管が埋設されており、必要に応じて移設すること。」とありますが、使用先(用途)をご教示下さい。	町水道水として使用します。
46	要求水準書	6	第1	3	(6)	ア	送水管	上記、井水の断水可能時間をご教示下さい。	施工方法等がありますので、町上下水道課と協議してください。
47	要求水準書	7	第1	3	(6)	ア	電力	「移設が必要な電柱が4本ある。」とありますが、具体的な位置と所有者をご教示下さい。	事業者にてご確認ください。
48	要求水準書	7	第1	3	(6)	ア	周辺道路	東側道路を町道認定予定と記載がありますが、拡幅工事はいつ頃着工され、いつ頃完了する予定でしょうか。	町道認定については、平成27年3月で予定しています。拡幅工事については、平成28年7月以降の予定です。

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所					タイトル	質問	回答
49	要求水準書	7	第1	3	(6)	ア	その他	現給食センターの稼動に支障がないよう現施設から南側6メートル程度は、配送用通路として確保することと記載がありますが、現給食センターの配送用車庫の解体を行い、仮設車庫を設けた後は、配送用通路とならない箇所の離隔は6メートル以内でも問題ないと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。	
50	要求水準書	15	第2	3	(5)	イ	o.	仮設車庫	仮設車庫の設置とありますが、現在の車庫が移設可能ならば、移設しても宜しいのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
51	要求水準書	15	第2	3	(4)	イ	o.	建設期間中の業務	既存自転車置場(屋根付き)も、配送用車庫と同様に、仮設自転車置場を余剰地に設けた後、解体してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	16	第2	3	(11)			配膳室改修支援業務	配送校の各配膳室の見学は開催されないのでしょうか。	入札に関する配膳室の見学会は、予定していません。
53	要求水準書	16	第2	3	(12)			配送車両調達業務	配送車両の調達にあたり、車両を敷地内に駐車することにより、車庫証明は、共同調理場にて取得できるとの理解でよろしいでしょうか。	不可とします。
54	要求水準書	17	第2	3	(12)	エ		配送車両調達業務	「車両は、2トンロング車(ワイド車両も可。全長4,700～6,100 mm程度、全幅1,700～2,100mm程度)程度とする」とありますが、車両の大きさが記載程度であれば、積載重量は2トンではなく、3トンでもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	21	第4	1	(6)			修繕・更新	「合理的な長期修繕計画」の計画対象期間にご指定があればご教示下さい。	計画対象期間は、事業期間終了後15年間を含めた30年間とします。
56	要求水準書	23	第4	2	(1)	ア		建物維持管理 業務対象範囲・対象業務	21項第4章第1節(5)「対象業務」において、「配膳室の維持管理業務は…事業範囲外とする」とありますが、本項目についても対象範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	23	第4	2	(2)	ア		建設設備維持管理 業務 対象範囲・対象業務	21項第4章第1節(6)「対象業務」において、「配膳室の維持管理業務は…事業範囲外とする」とありますが、本項目についても対象範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	23	第4	2	(6)	ア		清掃業務 対象範囲・対象業務	21項第4章第1節(7)「対象業務」において、「配膳室の維持管理業務は…事業範囲外とする」とありますが、本項目についても対象範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
			第4	2	(7)	ア			
59	要求水準書	23	第4	2	(7)	ア	警備業務 対象範囲・対象業務	21項第4章第1節(8)「対象業務」において、「配膳室の維持管理業務は…事業範囲外とする」とありますが、本項目についても対象範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	27	第4	1	(6)	イ (ア)-j.	建物内の天井及びガラス清掃	「床面から1m以内は1回／日、1m以上は1回／月以上清掃すること」との記載ですが、給食エリアについては項目(i)-fにて「長期休暇中に行う」との個別の記載があります。 従いまして、本項目「(ア)建物」は本件建物全般について記述するもので、他項目で個別の記載がある場合は、その記載に従うとの理解でよろしいでしょうか。	給食エリアも(ア)建物に含みます。長期休暇中は、日常清掃で行わない特別清掃を実施するものとします。
61	要求水準書	32	第5	1	(5)	エ	AEDの設置	要求水準書に記載されているAED装置はリース品を設置することも可能でしょうか。	可能とします。
62	要求水準書	41	第5	3	(1)	キ	廃棄物の運搬処理業務	廃棄物の処理について、現共同調理場では、外部へ委託されているのでしょうか。委託されているようでしたら、現在の契約内容をご教示ください。	現在は、外部に委託しています。委託内容は、破棄物処理及び運搬業務です。
63	要求水準書	41	第5	3	(1)	キ	廃棄物の運搬処理業務	平成24年度及び平成25年度の共同調理場における廃棄物の排出量(項目別)をご教示下さい。	平成24年度の残渣は、小中学校6校で年間11,900.89kgで、平成25年度の残渣は、年間12,270.42kgです。なお、その他の項目については、資料はありません。
64	要求水準書	41	第5	3	(1)	キ a.	廃棄物の運搬処理業務	給食残滓・調理に伴い発生する野菜クズ等は、一般廃棄物との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	41	第5	3	(1)	キ b.	廃棄物の運搬処理業務	町指定のゴミ袋を購入し、クリーンパークわかすぎに運搬とありますが、ゴミ袋代の中に運搬費は含まれていないのでしょうか？ゴミ袋を購入し、尚且つ自身で運搬しなければならないのでしょうか？	ゴミ袋代に運搬費は含まれません。事業者にて、ゴミ袋を購入の上、廃棄物の運搬を行うことを想定しています。
66	要求水準書	51	第6	2			諸室の説明	汚染作業区域の中で、室名として物品倉庫がありますが、町でお考えの収納物はどのような物を想定されてるのでしょうか、ご教授願います。	汚染作業区域で使用する洗剤やキッチンペーパー等を想定しています。
67	要求水準書	53	第6	2			諸室の説明	非汚染作業区域の中で、野菜切裁室と明記されていますが、床の色分け等を明確にし区分するという条件で、部屋として区切らなくてもよろしいでしょうか。ご教授願います。	事業者の提案によるものとします。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所					タイトル	質問	回答
			第6	2						
68	要求水準書	62	第6	2				付帯施設 駐輪場	駐輪場及びバイク置場の利用想定台数はありますでしょうか。通勤従事者以外の使用はないとの想定でよろしいでしょうか。	通勤従事者以外の使用は、ありません。台数は、事業者にて想定してください。
69	要求水準書	64	第6	3	(1)	イ	(ア)- e.	電波時計	施設内の各室において見やすい位置に電波時計を設置することと記載がありますが、「各室」とは、「第6. 2. 諸室の説明」にある表の「室名」欄に記載のある室、庫の全てを指すのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
70	要求水準書 参考資料2							井戸の電源	既存深井戸ポンプの電源は、別引込となっていて、現学校給食センターから給電されていないと考えて宜しいでしょうか。新給食センター稼働後も現状のままで、新給食センターからの給電は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書 参考資料6							井水	現学校給食センター現況図によると、ポンプ室の井水槽に井水40Aが供給されています。この水源は同じ深井戸からと考えて宜しいでしょうか。	水源は、深井戸ではありません。
72	要求水準書 参考資料6							井水	上記、井水40Aの配管ルート図面をご提示お願いします。	資料は、ありません。
73	要求水準書 参考資料8							給食時間及び回収時間	回収開始時間の指定がありますが、給食終了後、45分～75分と長時間置くことは、衛生面を考慮すると早めの回収が望ましいと考えます。回収時間に係る事業者提案は可能でしょうか。	児童生徒の安全面を考慮し、原案どおりとします。
74	要求水準書 参考資料11							現学校給食センター解体・撤去に係る厨房機器等配置図及び一覧表	参考資料11の厨房機器等一覧表のうち、NO.142～148の備品名称欄に平成26年度夏期購入予定と記載がありますが、現時点で購入は決定していますか。	決定しています。
75	要求水準書 参考資料11							現学校給食センター解体・撤去に係る厨房機器等配置図及び一覧表	参考資料11の厨房機器等一覧表のうち、NO.142～148の備品名称欄に平成26年度夏期購入予定と記載がありますが、これらの機器等も撤去・処分の対象となりますか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
76	要求水準書 参考資料11						現学校給食センター解体・撤去に係る厨房機器等配置図及び一覧表	現学校給食センター解体・撤去に係る厨房機器等配置図及び一覧表の中で、機器No.142～148のガスフライヤー他の機種に平成26年度夏期購入予定と明記されていますが、これは今年度購入と考えてよろしいでしょうか。 また、新センターへの移設は予定されていますか。移設予定の場合、各機器の詳細仕様を教えてください。	前段については、ご理解のとおりです。後段以降については、移設の予定はありませんが、展示の用途に用いることは可能です。
77	基本協定書 (案)	4	第6条	2項			義務の委託又は請負	落札者は(略)～各業務に関する(略)締結後速やかにその写しを町に提出するものとする。とありますが、工事請負契約の場合、落札者決定後に基本設計図を作成し、その後貴町から承認された実施設計図を基にSPCと請負契約を締結することになります。 したがって「(略)速やかに」という条文を「請負契約後速やかに」というように変更いただけないでしょうか。 なお、請負人から貴町に対し、事業契約書(案)別紙13受託者・請負人保証書様式をご提出することから、請負契約の履行に関しては、担保されるものと思料いたします。	「事業契約締結後速やかに、」を削除します。
78	基本協定書 (案)	8	第1章	第2節	第11条	2項	解除及び違約金等	基本協定書第11条第2項には「落札者のうち第7条5項各号及び第6項各号の該当性に対し帰責性を有する者は」とあり、その者に違約金の負担を求めています。第7条第5項は、代表企業、構成員又は協力企業を対象にしており、一方、基本協定書の協定当事者は、代表企業及び構成員であり、協力企業を当事者にはしておらず、契約上、協力企業を拘束する枠組みにはなっていません。	基本協定書(案)第11条を第7条における対象者と同じ内容となるよう修正します。
79	事業契約書 (案)	3	第1章	第2節	第9条	2項	本件事業用地等の使用	(略)～町の様式に従い、「土地等使用貸借契約」を別途締結する。とありますが、この別途契約はいつ頃公表されますか。	「土地等使用貸借契約」に係る内容は、削除します。なお、事業契約書(案)における該当箇所を修正します。
80	事業契約書 (案)	4	第1章	第2節	第13条	2項	資金調達	第13条には「金融機関」とあり、第112条には「融資団」とありますが、いずれも貸付人であることにかわりなく、殊更、これを分ける理由があれば、ご教示願います。	「金融機関」は、一般的な呼称として使用し、「融資団」は、本件業務に関連して事業者に対し融資を行う融資者を総称し、又は個別に使用しています。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
			第1章	第2節	第15条	3項及び4項			
81	事業契約書(案)	4	第1章	第2節	第15条	3項及び4項	運営業務責任者	<p>運営業務については、第3項にて「維持管理・運営業務区分ごとの業務責任者」を、第4項にて「運営業務についての業務責任者」の配置がそれぞれ求められていますが、双方の役割の違いをご教示ください。</p> <p>また、それぞれの業務責任者は1名が兼任することは差支えないでしょうか。</p>	維持管理業務と運営業務の各々に業務責任者を配置してください。なお、事業契約書(案)第15条第4項は、削除します。
82	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	1項	本件業務に関する保証	<p>本項では履行保証の手段として保証保険契約を締結する旨が規定されていますが、これは(5)号の履行保証保険証券による場合と理解してよろしいでしょうか。また、(1)～(4)号の方法とする場合、本項本文の保険契約は不要ということでしょうか。</p>	事業契約書(案)第19条を修正します。履行保証については、保証金の納付に代わるものとして担保となる国債又は金融機関の保証の提出若しくは履行保証保険契約の締結が可能です。
83	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	1項	本件業務に関する保証	<p>施設整備期間、運営準備期間及び維持管理・運営事業の初年度までの期間が保証対象であるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>本項では一律にサービス対価A1、A2(元本)、B、C(初年度分)の合計額の100分の10以上をカバーする保険契約が求められていますが、引渡し完了後の期間にも履行済みの業務対価(サービス対価A)を含めることは履行保証の観点からは矛盾するように思えます。加えて、第81～82条の違約金規定とも整合せず、履行保証保険費用が必要以上に膨らむことになるため、サービス対価A1、A2の引渡し完了分を履行保証対象から除外していただけないでしょうか。</p>	事業契約書(案)第19条を修正します。契約保証金については、施設整備期間中は、施設整備費相当額から割賦金利を除いた額の10%以上、維持管理・運営期間は、維持管理・運営費のうち、固定費の一年間分に相当する額の10%以上を納めるものとします。
84	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	1項	本件業務に関する保証	<p>「施設整備期間及び維持管理・運営事業の初年度」とありますが、これは施設整備期間から維持管理・運営事業の初年度終了まで開業準備期間を含んだ期間という理解でよろしいでしょうか。念のため、お伺いします。</p>	No. 83の回答をご参照ください。
85	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	1項	本件業務に関する保証	<p>サービス対価C(維持管理・運営費固定料金)とは、第81条にいうサービス対価C1(固定料金)と同義と理解してよろしいですか。</p>	No. 83の回答をご参照ください。
86	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	1項	本件業務に関する保証	<p>履行保証保険契約を締結する場合、施設整備業務(例えば、サービス対価A1-1及びA-2の対象となる業務)の引渡しが完了したときは、それに相当する額を減額してもよろしいでしょうか。</p>	No. 83の回答をご参照ください。

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
			第1章	第2節	第19条	1項			
87	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	1項	本件業務に関する保証	第80～82条に定める違約金の額に比べ、本条で求める保証の額が大きくなっています。違約金を上回る額の保証の提供を求めることは過大と思われるので、本条で求める保証の額を違約金と同額まで引き下げようお願いします。	No. 83の回答をご参照ください。
88	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	1項	(1) 本件業務に関する保証	履行保証保険等の保険証券について、施設整備業務期間、開業準備期間、維持管理・運営期間の初年度毎に分けて発行し、合計して保証額を満足する形でも宜しいでしょうか。(各期間毎に関係する企業が異なるため。)	No. 83の回答をご参照ください。
89	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	1項	(2) 本件業務に関する保証	第1項第2号の「担保となる有価証券」の範囲にはどのような限定があるのでしょうか。ご教示ください。	国債等ですが、事業契約書(案)第19条を修正します。
90	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	1項	本件業務に関する保証	第1項に定める期間及び金額を充足するにあたって、第1号から第5号の各方法を金額面及び期間面で分割して組合せる方法でもよいという理解でよろしいでしょうか。	No. 83の回答をご参照ください。
91	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	2項	本件業務に関する保証	履行保証保険について、例えば、施設整備期間と維持管理・運営期間とで別々の業務受託者が契約者となり、それぞれの契約者が第19条で求める額の履行保証保険を締結する方法も認められますか。念のため、確認させてください。	No. 83の回答をご参照ください。
92	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	2項	本件業務に関する保証	履行保証保険について、例えば、サービス対価A1及びA2の部分とサービス対価B及びC(固定料金)の部分で別々の業務受託者が契約者となり、それぞれの契約者が第19条で求める期間の履行保証保険を締結する方法も認められますか。念のため、確認させてください。	No. 83の回答をご参照ください。
93	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	2項	本件業務に関する保証	事業者を被保険者とする履行保証保険は、事業者と業務請負契約(設計業務請負契約、工事請負契約、工事監理契約、維持管理業務請負契約、運営業務請負契約など)が締結されないと履行保証保険も付保できませんので、この場合の履行保証保険の始期(保証期間の開始日)は各業務請負契約の締結日とするようお認めください。	No. 83の回答をご参照ください。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
94	事業契約書 (案)	7	第1章	第2節	第21 条	5項	第三者の 使用	第21条5項には町が要求する場合には、(略)本件工事の一部をさらに別の第三者に委託し、又は請け負わせる場合、及びそれ以降の委託、請負等についても、事業者は同様の手続を繰り返すものとする。と記載があり、数次の下請契約についても契約書の写しを提出する等の手続きが求められていますが、施設整備事業の建設工事については、多くの専門工事業者によって工作物を建築することから、その下請契約の数は多く、その全ての契約書を事前に貴町へ提出し、事前のご承諾を頂くとなると、業務が煩雑化し、円滑な業務の遂行に支障を来すことが懸念され、一方、貴町の負担も大きくなることも考えられます。建設業に係わる下請契約については、国土交通省で定める建設産業における生産システム合理化指針があり、これに沿って、建設業法第40条の3で定められた事項を記載した帳簿を工事現場に備え置き、貴町の要求に応じて速やかにご提示させていただく用意をするなど、実務におけるご配慮をいただくことは可能でしょうか。	「第三者の使用」に関する内容について、事業契約書(案)における該当箇所を修正します。
95	事業契約書 (案)	8	第1章	第2節	第22 条	2項及 び4項	事業者による近隣住 民対策	第4項、2項にて、ともに事業者による近隣住民対策が記載されていますが、双方の違いをご教示ください。	事業契約書(案)第22条第4項を削除します。
96	事業契約書 (案)	21	第3章	第1節	第59 条	1項	業務仕様書等	事業者は、(略)～町が別途定める様式により(略)と記載がありますが、この様式はいつ頃公表されますか。	契約締結後、町と事業者の協議により、様式を定めます。
97	事業契約書 (案)	21	第3章	第1節	第58 条	3項	業務従事者名簿	業務従事者名簿には、事業者から間接的に本件業務の委託を受ける企業の従業員についても、記載の必要はありますでしょうか。	要求水準書に定める各業務に従事するものについては、記載してください。
98	事業契約書 (案)	31	第6章	第2節	第82 条	1項	維持管理・運営期間 開始後の解除の効力 等	引渡し完了しているにも拘わらず、違約金の計算算出にサービス対価A2を含めるのは過大です。違約金の算出根拠から除外するようお願いします。	原案どおりとします。
99	事業契約書 (案)	34	第7章	第1節	第89 条	1項	法令変更に伴う協 議・支払等	事業者は、(略)～法令変更の公布日から●日以内に(略)と記載がありますが、想定されている日数をご提示ください。	60日以内とします。
100	事業契約書 (案)	35	第7章	第2節	第93 条	1項	不可抗力に伴う協 議 等	事業者は、(略)～不可抗力の生じた日から●日以内に(略)と記載がありますが、想定されている日数をご提示ください。	60日以内とします。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答	
			第7章	第8節	第99条					
101	事業契約書 (案)	38	第7章	第8節	第99条			付保すべき保険	町が所有する本施設の建物・設備に対して、町は共済等火災保険に類似する共済・保険に加入されますか。加入される場合の共済・保険内容についてご教示ください。	町の規定により付保します。
102	事業契約書 (案)	38	第7章	第8節	第99条			付保すべき保険	町が共済・保険に加入される場合、事業者の過失等(故意は除く)により町所有の本施設の建物・設備に損害を与えたとき、町が加入する共済・保険による共済金等を損害に充当し、当該共済金等で不足する損害につき事業者に損害賠償を請求するという対応は可能でしょうか。	事業者の過失等による損害賠償については、町が付保する共済保険による共済金等の充当は、行いません。
103	事業契約書 (案)	39	第9章	第1節	第102条	3項	(3)	設計図書の著作権等	設計企業は、設計図書等の複製、頒布等を行う場面が頻繁にあると想定されますが、本件業務を遂行するにあたってこれらの行為を行う場合は、事業契約締結の時点であらかじめ貴町からのご承諾をいただけるという理解で宜しいですか。	町は、事業者からの申請内容により承諾を与えます。
104	事業契約書 (案)	40	第10章	第1節	第108条	1項		財務書類の提出	財務書類の提出は事業年度の最終日より3ヶ月以内とありますが、平成26年6月13日付要求水準書:P85 提出書類には年次収支報告書の提出時期は、当該年度の最終月から2ヶ月とあります。3ヶ月が正しいと考えて良いでしょうか。	事業契約書(案)を正とし、提出は、事業年度の最終日から3 か月以内とします。
105	事業契約書 (案)	42	第10章	第1節	第112条	1項		融資団との協議	(略)～本件事業に関して事業者に融資を行う融資団との間で～(略)と記載がありますが、次頁43別紙1用語の定義によると、「融資団」とは複数の融資者を総称して又は個別にいう。」とあります。融資を行う者とは単独ではなく、複数の融資団に限定されるという意味でしょうか。	融資を行う者については、単独又は複数であることは、問いません。
106	事業契約書 (案) 別紙1	45						用語の定義 施設整備(一般)関連	別紙2「対象業務の概要」の「ケ」に記載のある「事務備品調達・搬入設置業務」が、「施設整備業務」に記載されておりませんが、記載漏れではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。施設整備業務に「事務備品調達・搬入設置業務」を含みます。
107	事業契約書 (案) 別紙1	47						用語の定義 施設整備(建設業務等)関連	施設整備に関係する「近隣住民」の定義として、給食配送校の近隣に住む町民及び近隣に通勤・通学する者のうち～(略)とありますが、給食配送校の近隣は本件事業用地における本件建物の施設整備には直接関係ないのではないのでしょうか。	ご指摘のとおりです。施設整備業務に係る近隣住民は、学校給食共同調理場の近隣に住む町民及び近隣に通勤・通学する者が対象となります。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
108	事業契約書 (案) 別紙2	51					対象業務の概要 施設整備業務	<p>工建設業務((略)、地鎮祭、上棟式、竣工式の各費用を含む)と記載がありますが</p> <p>1. これらの行事は必ず行わなければならないのでしょうか。</p> <p>2. 「要求水準書P19 カ」に貴町が行う開所式とありますが、開所式と竣工式は別の行事でしょうか。</p>	<p>1. 地鎮祭及び竣工式は、必ず行ってください。</p> <p>2. 開所式と竣工式は同一のものとし、事業者が行うものとします。なお、要求水準書を修正します。</p>
109	事業契約書 (案) 別紙2	51					対象業務の概要 施設整備業務	<p>オ現学校給食センターの解体・撤去(廃棄物処理・引越し作業を含む)とあります。</p> <p>事業契約書(案)P52別紙2の貴町実施業務コに町職員用事務室に関する引越し業務と記載があります。それ以外で想定されている引越し作業をご教示ください。</p>	<p>事業者の提案によりますが、町としては想定していません。</p>
110	事業契約書 (案) 別紙4-1	58	5				サービス対価の基本的な考え方 支払手続	<p>5.支払手続に、サービス対価Cについては、(略)モニタリングの結果及びサービス対価減額の有無に関する通知を受けるまで、請求書を発行することができないものとする。とありますが、事業者に対する通知はどの程度の期間に行われるのでしょうか。</p>	<p>モニタリング完了から14日以内に事業者に通知します。</p>
111	事業契約書 (案) 別紙4-1	59	6	(1)			サービス対価の基本的な考え方 サービス対価の改定及び変更	<p>PFI事業は、リスク分担を明確にすることで事業者の資金調達を可能にするという特徴を有し、事業契約にはその責任を明確にすることが求められていますが、事業契約書案P59の6.サービス対価の改定及び変更(1)サービス対価Aの①には、指標に基づく一定の基準は示されず、サービス対価が不適当となった場合などとし、その要件は必ずしも明確なものではありません。</p> <p>そうしたなか、「支払額の変更を相手方に対して請求して協議することができる」とあり、事業者には、協議請求権しか存在しないかに示されており、これではリスク分担が明確にされているとはいえず、協議が成立しない場合など、事業者に不測の損害が生じるおそれがあり、しいては、資金調達を困難にせしめることも考えられます。</p> <p>ついて、P59の6.サービス対価の改定及び変更の各号(ア～ク)に該当した場合、少なくとも、事業者には、協議請求権ではなく、サービス対価Aの変更請求権が生じるよう規定していただくようお願いします。</p>	<p>原案どおりとします。</p>
112	事業契約書 (案) 別紙6	71					付保すべき保険	<p>付保すべき保険とその要件が示されていますが、指示のない項目については提案者に任せるとの理解でよろしいでしょうか。念のためお伺いします。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	質問	回答
113	事業契約書 (案) 別紙6	71	a.	イ	(キ)	1)	付保すべき保険	保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく町に提示することとなっていますが、保険証券の作成には通常1～2ヶ月程度の時間がかかりますので、保険証券に代えて付保証明書等の町が認める書類による代用をお認めください。	保険証券に代わるものとして、付保証明書の写しも可とします。
114	事業契約書 (案) 別紙6	71	b.	(エ)			付保すべき保険	b.引渡し後に付す保険については、1年毎の契約更新により(エ)に定める保険の期間、保険を付保することによるしいでしょうか。	維持管理・運営期間中は、保険を1年ごとに更新することを認めますが、その場合、空白期間がないように付保してください。
115	要求水準書 (案)に関する 質問に対する 回答書						No86、No87	アレルギー対応の為の配膳支援員の配置についてNo.86、No87の質疑回答が異なります。配膳支援員は共同調理場だけでなく、各校一名ずつ必要ということによるしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)に関する質問等に対する回答書No. 87のとおり、必ず各校1名ずつの人員配置を想定しています。なお、No. 86は、修正します。
116	要求水準書 (案)に関する 質問に対する 回答書						No86、No87	アレルギー対応の為の配膳支援員の配置について回答としては、No86は「共同調理場に配置」となっており、No87は「各校に配置」となっていますが、配膳支援員は学校毎の担当1名で共同調理場に常時配置されているという認識によるしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問等に対する回答書No. 87のとおり、必ず各校1名ずつの人員配置を想定しています。なお、No. 86は、修正します。
117	(閲覧資料) 敷地地質資料							今回の敷地の約2m下にゴミの層がありますが、処理する必要はないのでしょうか。	必要ありません。
118	(閲覧資料) 敷地地質資料							ゴミの層より工事中にガス等が発生した場合の対策費、工期は別途協議と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	実施方針 リスク分担表		49					別紙1「リスク分担表」No.49記載の「施設・設備の陳腐化」に係る用語の定義をご教示ください。	設備の更新時に、施設の仕様の変更等が発生する場合等です。
120	実施方針 リスク分担表		49				技術革新リスク	技術革新に伴う施設・設備の陳腐化リスクについて、現時点での最新の技術を導入する以上の対応は実質的に不可能であることから、本項目自体の削除をご検討下さい。	原案どおりとします。